

資金繰り (低利 無担保で借りる)

日本公庫 新型コロナ特別貸付

最近1ヵ月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方。運転資金、設備資金に使える。

- 融資限度額:8,000万円 (国民生活事業) 6億円 (中小企業事業)
- 利下げ限度額:6,000万円 (国民生活事業) 4億円 (中小企業事業)

【窓口】日本政策金融公庫 (ナビダイヤル)

松山:0570-085-302 新居浜:0570-086-894 宇和島:0570-087-364

日本公庫 マル経融資

商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者に対して無担保・無保証人で融資を行う制度。運転資金、設備資金に使える。

- 融資限度額:通常 2,000万円、別枠 1,000万円

【窓口】日本政策金融公庫 (ナビダイヤル)

松山:0570-085-302 新居浜:0570-086-894 宇和島:0570-087-364

伴走支援型特別保証制度

要件を満たした中小企業者等が金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に信用保証料 (0.85%⇒0.2%) が優遇される制度。

- 保証上限額:1億円 ●保証期間:10年以内
- 保証料率:0.2%等 ●金利:金融機関所定

【窓口】お取引のある、または、お近くの金融機関

・中小企業金融相談窓口 (経済産業省) 0570-783-183

信用保証制度、セーフティネット保証

信用保証は中小企業者が民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会の保証を付け、資金繰りを支援する制度。

- 一般保証:最大2.8億円、借入債務の80%を保証
- セーフティネット保証:4号+5号で一般保証と別に最大2.8億円
- 4号:全都道府県で借入債務の100%を保証
- 5号:指定業種で借入債務の80%を保証

【窓口】愛媛県信用保証協会:089-931-2114

経営相談窓口 (無料で相談できる)

【経営改善・事業再生全般、既存借入のリスケジュール】

愛媛県中小企業活性化協議会 089-970-5790

【創業・経営等全般】えひめ産業振興財団 089-960-1100

愛媛県よろず支援拠点 089-960-1131

【事業承継】愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター 089-948-8511

補助金 (もらえる)

再構築補助金

新分野展開、事業・業種転換等の取組、事業再編等を目指す企業・団体等を支援。補助上限額は従業員規模により変動。

- 補助上限 <通常枠> 8,000万円
- <大規模貸付枠> 1億円
- <回復・再生応援枠> 1,500万円
- <最低貸付枠> 1,500万円
- <グリーン成長枠> 1.5億円
- <緊急対策枠> 4,000万円

- 補助率:3/4, 2/3, 1/2, 1/3

【窓口】事業再構築補助金事務局コールセンター:0570-012-088

ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者等が行う革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。

- 補助上限 <通常枠>1,250万円
- <回復型賃上げ・雇用拡大枠/デジタル枠>1,250万円
- <グリーン枠>4,000万円
- <グローバル市場開拓枠>3,000万円

- 補助上限引き上げ特例:大幅賃上げの場合、最大1,000万円上乘せ
- 補助率:2/3, 1/2

【窓口】ものづくり補助金事務局サポートセンター:050-8880-4053

持続化補助金

小規模事業者等の販路開拓のための取組を支援。

- 補助上限 <通常枠>50万円
- <貸付枠/卒業枠/後継者支援枠/創業枠>200万円
- <インボイス枠>100万円

- 補助率:3/4, 2/3

【窓口】商工会地区の方:愛媛県商工会連合会 089-924-1103

商工会議所地区の方:日本商工会議所 03-6632-1502

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援。

- 補助上限 <デジタル化基盤導入類型>350万円
- <セキュリティ対策推進枠>100万円

- 補助率:3/4, 2/3, 1/2

【窓口】IT導入支援事業コールセンター:0570-666-424

労働者の休業等 (もらえる)

雇用調整助成金の特例措置 (事業主向け)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率:中小企業2/3、大企業1/2
- 支給上限額:1人1日あたり8,355円 (令和5年3月31日までの休業等に適用)

【窓口】愛媛労働局職業対策課分室助成金センター:089-987-6370

厚生労働省コールセンター:0120-603-999

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 (労働者向け)

令和5年2月から令和5年3月末までの間に事業主の指示を受けて休業 (休業手当の支払なし) した中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。大企業に雇用されるシフト制労働者等で要件を満たす場合も対象。

- 支給上限額:1日あたり最大8,355円×休業実績 (日数)

【窓口】休業支援金・給付金コールセンター:0120-221-276

社会保険、国税の特例取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

条例等の定めるところにより、市町村及び国保組合等の判断で保険料の減免や徴収猶予が可能。

【窓口】お住まいの市区町村の担当課

国民年金・厚生年金保険

<国民年金>一定要件を満たす場合、個人向けの免除・納付猶予制度あり。

<厚生年金>一定要件を満たす場合、事業者向けの納付猶予制度あり。

【窓口】お近くの年金事務所

国税

一定要件を満たす場合、納税・換価の猶予制度あり。

【窓口】お近くの税務署

【新型コロナに関する相談ダイヤル】

金融庁:0120-156811 四国財務局 松山財務事務所:089-941-7185 四国経済産業局 中小企業課:087-811-8529